

平成26年規則第13号
奈良教育大学国際交流留学センター運営委員会規則

平成26年3月20日
制 定

改正 平成27年7月29日規則第37号
改正 平成29年7月21日規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良教育大学国際交流留学センター規則(平成26年奈良教育大学規則第12号)第14条第2項の規定に基づき、奈良教育大学国際交流留学センター運営委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、奈良教育大学国際交流留学センター(以下「センター」という。)に関する次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 運営の基本方針に関する事。
- 二 予算に関する事。
- 三 教育及び研究に関する事。
- 四 国際交流及び留学に関わる事業の推進に関する事。
- 五 その他運営に関し必要な事。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 国際交流留学センター長(以下「センター長」という。)
 - 二 国際交流留学センター副センター長
 - 三 センター担当教員(国際交流留学センター)
 - 四 センターの教員(特任教員及び兼務教員)
 - 五 附属学校部運営委員会から推薦された者 1人
 - 六 学長が指名する者 若干名
- 2 前項第五号及び第六号の委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第五号及び第六号に掲げる委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合に補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、センター長をもって充てる。
- 3 委員会は必要に応じて、委員長の職務を補佐する者として、副委員長を置くことができる。
- 4 副委員長に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、各課の協力を得て、学生支援課及び企画連携課が処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規則第37号)

この規則は、平成27年7月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年規則第17号)

この規則は、平成29年9月1日から施行する。